通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号	又は	（原子力機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第四号	の組織	（原子力機構を含む。）の組織
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）又は原子力機構（国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）の施行の日前のものに限る。）第五十条の六において同じ。）が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号	させたこと	させたこと（原子力機構の役員又は職員にこの法律、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法若しくは他の法令又は原子力機構が定める業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為をさせることを含む。次条において同じ。）
	の他の役員若しくは職員を	（原子力機構を含む。以下この項において同じ。）の他の役員若しくは職員を
	であった者	であった者（原子力機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。）であった者を含む。）
	定めるもの	定めるもの（離職前五年間に在職していた原子力機構の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号	の役員又は管理	（原子力機構を含む。）の役員又は管理
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第三号	と営利企業等	（原子力機構を含む。以下この号において同じ。）と営利企業等
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項	の他の	（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子機構」という。）を含む。以下この項において同じ。）の他の
通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第二項第一号	又は	（量子機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は

2　原子力機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第六項	させたこと	させたこと（量子機構の役員又は職員にこの法律、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）若しくは他の法令又は量子機構が定める業務方法書、同条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為をさせることを含む。次条において同じ。）
	の他の役員若しくは職員を	（量子機構を含む。以下この項において同じ。）の他の役員若しくは職員を

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中国立研究開発法人放射線医学総合研究所の項を削る。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一

二　国家公務員共済組合法別表第二

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第九条　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「七人」を「六人」に改める。

第十七条第一項中「次の業務」の下に「（第一号及び第二号に掲げる業務にあっては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除く。）」を加える。

（独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十条　独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第六項中「引き続き当該施行日後の研究所等」の下に「（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第五条中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）

第十一条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号を次のように改める。

七　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三